

諮問日：令和2年7月1日（令和2年度（最情）諮問第9号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第43号）

件名：特定人の逮捕状を出した裁判官の略履歴の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

マスコミ報道されている特定人Aの逮捕状を出した裁判官の略履歴（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年3月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所が主張する個人識別情報とは、一体、誰の個人情報であるのか不明であり、当該裁判官を指すのか、それとも特定人Aを指すのか、判然としない。そこで、双方に対する個人識別情報について、それぞれ言及する。

まず、本件、開示対象である特定の裁判所の裁判官の個人識別情報であると仮定した場合であるが、裁判官の氏名については、特定の裁判所側では、既に開示している情報である。

また、特定人Aについても、本件開示請求を行った際の添付資料でも分かるとおり、特定人Aの逮捕状については既に開示されており、本件添付した報道は、外国を含む、他の報道機関でも報道されているとおりであり、これは、既

に開示された情報である。

また、特定人A自身についても、自らの逮捕状について、報道機関に自身の写真やインタビュー等と言及しており、既に多くの国民が知るところである。

つまり、個人識別情報といっても、既に開示されている情報である。

よって、本件は、裁判官の識別情報であれば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハ、特定人Aの識別情報であれば、同号ただし書イに準ずるため、開示されなければならない。

- 2 また、これ以外にも、本件は、特定の会社の元社長であった特定人B被告の特定の被告事件に端を発しており、保釈中に前記被告が、日本を脱出し、痛烈に日本の司法制度について批判している事は、テレビ報道等で知る処である。そして、その妻特定人Aの逮捕状についても、嫌がらせ的な側面もあり我が国、司法制度の恥である。

少なくとも、日本は、日本国憲法で、公開の法廷で逮捕理由を明らかに出来る権利を有しているにも関わらず、「逮捕状」も無しで、人を逮捕出来る国家であり、それを最高裁判所も認めている、ならず者国家である。

その証拠に、最高裁判所の裁判官等が、刑事告訴されている事件を見れば、分かる事である。

本件特定人Aの逮捕状についても、検察・裁判所が共謀して、逮捕状の発令を行った可能性もあり、特定人Bの事件が国際問題に発展している事を考慮すれば、仮に、本件が、不開示情報であったとしても法7条に準ずる情報であり、開示されなければならない情報である。

- 3 以上、検討した結果、本件は、個人識別情報とは到底言えず、開示されなければならない情報である。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の個人に対する逮捕状発付の事実の有無が公になる。この情報は、法5条

1号に規定する個人識別情報に相当する。

- 2 この点について、苦情申出人は、当該特定の個人に対する逮捕状が発付されたことについては、報道機関による報道がされていることから既に公にされている情報であり、開示されなければならない旨主張する。しかし、当該報道は、各報道機関等がした取材の結果に基づき、それぞれその責任においてされたものであり、それをもって、上記情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとはいえない。

また、本件開示申出については、取扱要綱記第4に定める裁量的開示を行うべき場合に当たるものとも認められない。

- 3 よって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和2年7月1日  | 諮問の受理               |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月18日  | 審議                  |
| ④ | 令和3年1月22日 | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定人Aに対する逮捕状の発付に関する事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になると認められる。この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 苦情申出人は、報道機関による報道を主な根拠として、本件存否情報は既に公にされている事実である旨主張し、これに対して、最高裁判所事務総長は、当該報道は、各報道機関等がした取材の結果に基づき、それぞれその責任においてされたものであり、そのことをもって本件存否情報が法令の規定により又

は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない旨説明する。

この点につき、刑事事件に関しては被疑者名等が捜査機関において報道発表されることがあるものの、これは、裁判の公開と同様に、司法手続に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであって、その限度において当該被疑者は一時的にプライバシーを公にされるなど一定の不利益を受けることとなるが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である刑事事件の被疑者として捜査機関による強制捜査の対象とされたという事実の有無及び内容が、いかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるということとはできない。

また、特定の刑事事件に関する被疑者名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした各自の取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

以上によれば、本件存否情報について、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 また、苦情申出人は、本件開示の申出に関し、公益上の理由によって開示されなければならない情報であるとも主張するが、苦情申出人の主張を踏まえて検討しても、本件存否情報について、公益上の理由による開示を相当とすべき

事情は認められない。

- 4 以上のおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子